

## 役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人出雲市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、理事のうち理事会で決議した者をいい、センターを主たる勤務場所とし、センター職員就業規則に規定する常勤職員に準ずる程度に勤務をする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事長及び常勤役員の報酬は、月額とする。

3 非常勤役員の報酬は、日額とする。

4 役員には役員賞与及び退職手当は、支給しない。

(報酬等の額)

第4条 役員の報酬額は、次の各号に定めるとおり支給する。

(1) 理事長の報酬は、勤務1日につき1万円とし、その月の勤務日数を乗じたものを月額報酬として支払う。ただし、20万円を上限とする。

(2) 常勤役員の報酬は、勤務1日につき1万円とし、その月の勤務日数を乗じたものを月額報酬として支払う。ただし、20万円を上限とする。

(3) 理事長及び常勤役員を除く役員の報酬は、次に掲げる勤務1日につき2千500円とする。

ア 理事会

イ センターの諸規程で定める委員会

ウ 理事長が勤務を命じた会議

(4) 前号の規定にかかわらず、監事が業務監査又は会計監査を実施する場合の報酬は、勤務1日につき7千500円とする。

(報酬等の支給日)

第5条 理事長及び常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は、センター職員給与規則第5条の規定を準用するものとする。ただし、理事長及び常勤役員を除く役員が理事会等に出席する場合は、その都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、理事長及び常勤役員を除く役員については、その都度、現金で本人に支給するものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターの役員が職務遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、次の各号に定めるとおり支給する。

(1) 理事長及び常勤役員の1日当たりの市内職務に係る費用は、各役員の自宅からセンターまでの路程を基準とし、路程数1キロメートル(1キロメートル未満は切り捨て。)につき30円を乗じて得た額とする。ただし、路程2キロメートル未満については支給しない。

(2) 理事長及び常勤役員を除く役員の市内職務にかかる費用は、各役員の自宅からセンター又は勤務地までの路程を基準とし、出雲市職員等の旅費に関する条例に定める市内旅費を準用する。

(3) 役員の市外職務に係る費用は、センター旅費規程に定める金額とする。

(4) 前各号以外の費用は、原則として実費とし、理事長が決定する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議により行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(注：平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。